

新たな強制水先の免除制度について

独立行政法人 海技教育機構

1. 背景

これまで強制水先の免除は、日本籍船の船長のみに認められていましたが、内外からの要望に基づき、外国籍船の船長に対しても同等の知識・能力を有する場合には強制水先の免除が認められることとなり、欧州制度を参考としつつ、水先法の目的である船舶交通の安全及び運航効率の増進が達成される範囲内において、新たな強制水先の免除制度が創設されました。

2. 新制度の概要（変更点）

2-1 新規取得要件

日本籍船の場合

旧要件	新要件
例) 航海実歴4回	航海実歴2~4回（実歴が最低4回必要）

外国籍船の場合

新要件
航海実歴2~4回（実歴が最低4回必要）
能力認定試験■〔筆記試験・口述試験〕
（ただし、我が国の船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく海技免状（五級海技士（航海）以上）を既に取得している者については本要件を免除）

- 1 能力認定試験は、航海実歴（以下に示す操船シミュレータ講習受講による代替実歴を含む。）を満たした者でなければ受験できない。
- 2 能力認定の申請を行った後、直近の試験を受験しなければ、操船シミュレータ講習を含めて1年以上経過した航海実歴は無効となり、再度、申請前1年内の実歴を取得しない限り受験資格を失う。
- 3 航海実歴は、操船シミュレータ講習受講により得られた代替実歴も含め、「航海実歴認定」又は「能力認定」の申請前1年内ものでなければ、その効力を失う。

航海実歴回数は、入港1回、入港及び出港で2回となります（現行どおり）。

閑門区についての航海実歴は36回（現行6回）また、危険物積載船についての航海実歴は一律48回となります。

航海実歴増加分（基本の場合は20回分）については、国土交通大臣が認める認定施設が実施する操船シミュレータ講習課程を受講することによって代替できることとなり、当該講習の成績を考慮して下表のとおり回数を減じることができます。（参考資料・講習ストーリー・採点シート）

旧要件	新要件
航海実歴4回	2~4回（操船シミュレータ講習を受講することにより、1~20回軽減される。）
航海実歴6回	3~6回（操船シミュレータ講習を受講することにより、1~30回軽減される。）
航海実歴4回	4~8回（操船シミュレータ講習を受講することにより、1~44回軽減される。）
航海実歴6回	4~8回（操船シミュレータ講習を受講することにより、1~42回軽減される。）

2-2 地域的な区分

旧区分	新区分
原則、強制水先区ごと	港又は水域ごとに細分化

2-3 船舶区分

旧制度区分	新制度区分
20,000 総トン未満	一般船 20,000 総トン未満
20,000 総トン以上	20,000 総トン以上
	危険物 20,000 総トン未満
	積載船 20,000 総トン～50,000 総トン未満
	50,000 総トン以上

2-4 再認定要件

旧要件	新要件
過去 2 年間に 航海実歴 1 回以上	過去 1 年間に航海実歴 4 回…日本籍船及び外国籍船とも 能力認定試験〔口述試験〕… <u>外国籍船のみ</u> (ただし、我が国の船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく海技免状（五級海技士（航海）以上）を既に取得している者については本要件を免除)

■ 能力認定試験の受験資格については、前ページの 1、2、3 と同様です。

航海実歴回数は、入港 1 回、入港及び出港で 2 回となります（現行どおり）。

航海実歴増加分については、国土交通大臣が認める認定施設が実施する操船シミュレータ講習課程を受講することによって代替できることとなり、当該講習の成績を考慮して下表のとおり回数を減じることができます。（参考資料・講習ストーリー・採点シート）

旧要件	新要件
過去 2 年間に 航海実歴 1 回以上	過去 1 年間に航海実歴 4 回以上 (操船シミュレータ講習を受講することにより、1～3 回軽減される。)

2-5 欠格事項等

過去 2 年間に日本領海内において海難事故等があった場合には、当該海難事故等を起こした日から 2 年間は強制水先の免除を受けられません。

また、既に免除を受けている者が海難事故等を起こした場合には、2 年間は免除を受けられません。

2-6 経過措置

既に航海実歴認定を受けている者は、その有効期間内は引き続き行使できます。

既に航海実歴認定を受けている者が、新制度施行後において再認定を受けようとする場合には、初回の再認定に限り、従前の要件（航海実歴 1 回以上）で再認定を受けることができます。

3. 海技教育機構での操船シミュレータ講習課程開講予定

講習日時：本校HPに随時掲示

講習場所：海技大学校（兵庫県芦屋市西蔵町12番24号）

講習時間：2時間30分程度

講習費用：165,000円（学生寮をご利用の場合は、別途費用が必要となります。）

本件についての窓口：学務部企画運営調整課 0797-38-6217